

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第34号

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規程

奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和7年2月条例第33号。以下「条例」という。）第4号の企業長が定める契約は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第4号アに掲げる契約 次に掲げる契約

ア 自動車を借り入れるための契約

イ 水質検査機器類を借り入れるための契約

ウ その他機械器具類を借り入れるための契約

(2) 条例第4号イに掲げる契約 次に掲げる契約

ア 浄水場等（これらに付随する機械設備等を含む。）の運転管理業務に関する役務の提供を受ける契約その他の専門的な知識又は技能を有する者に継続的な業務の支援を受ける契約

イ 営業業務に関する役務の提供を受ける契約

ウ 水質検査業務に関する役務の提供を受ける契約

エ 水質検査機器類の保守業務に関する役務の提供を受ける契約

オ 施設又は設備事故に係る出動待機及びこれに付随する業務に関する役務の提供を受ける契約

カ 複写サービスに関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。